

2 安全管理

	点検項目	点検結果	
		はい	いいえ
2-1	園内における安全管理		
(1)	事故予防・対応		
	①子どもの安全を最優先するという認識を管理者・職員が日頃から共有している。	○	
	②緊急時対応マニュアル等を適切に運用している。	○	
	③各職員は、緊急時の対応について十分に理解しているか。	○	
	④事故防止について事前教育を十分に行い、事故防止に向けた話し合い及び訓練を実施している。	○	
	⑤「事故報告書」「ヒヤリハット」を記録し、これらを題材にして事例研究を行っている。	○	
	⑥子どもの事故防止のための対策を講じている。	○	
(2)	設備管理		

	点検項目	点検結果	
		はい	いいえ
	門扉、塀などは適切に施錠し、不審者の侵入等がないような構造及び管理方法にしている。	○	
(3)	衛生管理		
	①保育室、トイレ、手洗い場、園庭、砂場等の設備及び玩具、遊具、寝具等の用具は定期的に清掃し、清潔な状態を保っている。	○	
	②子どもの手洗いを徹底している。	○	
	③おむつ交換の際は、衛生面に配慮している。	○	
	④子どもの嘔吐(感染症対策)を想定し、感染症セットを備え付け、適切に消毒、廃棄している。	○	
(4)	医薬品の扱い(薬の預かり)		
	①保護者からの依頼書に基づいて預かるとともに、医師の処方であることを確認している。(医師の指示書、処方箋の写し、お薬手帳の写し等)	○	
	②薬は子どもの手の届かないところで厳重に保管している。	○	
	③誤投薬等を防止するために複数の職員による確認を行ったうえで投薬している。	○	
(5)	災害・防犯対策の状況		
	①避難訓練及び消火訓練は、毎月実施している。	○	
	②火災だけでなく、震災、土砂災害、防犯等の対策も講じている。	地震 有	不審者 無
	③避難経路及び防火設備は常に使用可能な状態である。	○	

	点検項目	点検結果	
		はい	いいえ
(6)	その他		
	①個人情報適切に取り扱い、正当な理由がなく、業務上知り得た子ども又は保護者の秘密を漏さないようにしている。	○	
2-2	園外保育		
	①事前に下見を行っている。	○	
	②事前に職員会議等で計画を立てて、園外保育の内容や安全対策について話し合っている。	○	
	③園外保育当日の子ども的人数に対して十分な引率者を配置するなど、保育の体制を整えている。	○	
	④事故が発生した際の対応方法を引率者は理解している。	○	
	⑤交通事故防止策を行っている。	○	
	⑥迷子対策を行っている。	○	
	⑦季節や天候の変化に応じた対応を行っている。	○	
2-3	プール活動・水遊び		
(1)	事前準備・計画		

	点検項目	点検結果	
		はい	いいえ
	①各職員が、プール活動における見落としがちなリスクや注意すべきポイントを把握している。	○	
	②入水時間は計画的に設定・管理している。	○	
	(2) 設備点検		
	①入水前にプールの設備点検を行っている。	○	

	点検項目	点検結果	
		はい	いいえ
(3)	保健衛生		
	①保健のしおり等に基づき、プールを衛生的に管理している。	○	
	②入水前後に健康観察を行っている。	○	
	③熱中症対策を講じている。	○	
(4)	監視・指導体制		
	①監視体制の空白が生じないように監視員とプール指導員を分けて配置している。	○	
	②同時に入水する子どもの数は、監視員の負担とならないように調整している。	○	
	③監視員は、適切な監視方法及び気を配るべきポイントを十分に理解している。	○	
	○全体を監視することを基本としつつ、プールの中にいる指導員の動きを確認し、死角となる部分を意識的にカバーしている。	○	
	○子どもが入水している間は、プール日誌の記入や水質検査等を行わず、監視に専念している。	○	
	○死角が出来ない位置に立つなど、監視員の配置体制に配慮している。(双方向からの監視、高所からの監視など)	○	
	④配慮が必要な子どもについて監視対策を講じている。	○	
	⑤救護スペースを確保し、監視員の手元に緊急連絡手段・救命具等を用意している。	○	

備考

○園独自のマニュアルを作成していない場合は、京都市保育園連盟作成の安全対策マニュアルを活用した上で、各園の立地条件や特徴をふまえて注意点や対応を加筆する等の取組を行い、職員間で情報共有してください。

○緊急時対応マニュアル等については、事故等発生時の対応だけでなく、再発の予防や事故の未然防止の観点も必要です。以下の事故対応の流れを意識して策定してください。

- ①事故発生
- ②事故の内容確認
- ③即時処置(次項参照)
- ④報告
- ⑤原因の究明
- ⑥再発防止策の立案

○傷病者の救助、救護方法

○医療機関・消防署等関係機関への通報連絡

○傷病者以外の子どもの安全確保等、二次災害の防止

○上司への報告

○保護者への連絡

○事故報告書の作成(反省評価、再発防止策)

○京都市幼保総合支援室への報告(平成26年8月28日保育課通知参照) 等

○緊急対応マニュアルや各種通知の読み込み等の知識を養う研修

○実地訓練(職員役割分担、救急通報、子どもの誘導など)

○救命訓練(心肺蘇生、AED等)

※救命訓練については、年1回以上全職員を対象として実施してください。

※訓練については、園の職員による園内研修でも構いませんが、可能な限り消防署の普通救命講習等の専門家による指導を受けてください。

反省・振り返りを行い、以後の保育活動に反映させてください。

○日常の保育はもとより、地震発生等の非常時も想定し、転倒落下防止等の安全対策を講じてください。

○施設や備品の老朽化によりリゲや破片が発生していないか確認してください。

○各部屋の扉に子どもが指を挟まないように対策してください。

○掲示板等の画鋏について、使用していないものは取り外し、引き出しの中等で保管してください。

○遊具は定期的に強度点検を行ってください。

○階段・ベランダ・窓・ベッド等における子どもの転落防止策を講じてください。

○重量物や刃物類(はさみ等)は高所に置かないでください。

○高所の物品は紐で縛る等の落下防止策を取ってください。

○不安定な棚等は壁に固定する等の転倒防止策を取ってください。

○不要な物品は保育室に置かないようにし、整理整頓を心掛けてください。

○その他、危険物が放置されていない等、口頭から気を配ってください。

備考

保護者の送り迎えの際等、子どもから目を離した間に園外に出ることがないように注意してください。

○特に乳児の口に入るような玩具については、毎日の消毒(水拭きでも可)を行ってください。

○子どもが嘔吐した場合等必要に応じて、次亜塩素酸ナトリウムを使用してください。

○次亜塩素酸ナトリウムは揮発性が高いため、次亜塩素酸ナトリウムの薄め液の容器は蓋をするとともに毎日作り替えてください。

○次亜塩素酸ナトリウムの薄め液を使用する際は、噴霧での使用はしないでください。

○手拭きタオルは個人別(又はペーパータオル、エアータオル)にしてください。

○トイレの後に使用する手拭きと、それ以外に使用するタオル・ハンカチは別のものにしてください。

○特定の場所で行ってください。

○交換の際に敷くシート及びパンツはき台は、拭き取りのできる素材を用い、使用毎に消毒してください。

○使用済おむつは、子どもの手の届かない場所で、蓋付の容器で密閉保管してください。(汚物・細菌・ウイルスの飛散防止)

すぐに使用できるように、エリア毎に1つにまとめてください。

○使い捨てマスク、手袋、エプロン

○次亜塩素酸ナトリウム薄め液

○新聞紙等の飛散防止物

○廃棄用の袋(ビニール袋等で二重にして使用してください。)

○与薬は、医療行為に当たるため原則として保育園で行うことはできません。

○保護者には、「診療先の医師に朝夕の服用になるように処方してもらってください」と依頼する等の説明を行った上で、どうしても必要な薬の預かりのみに制限する等、薬の預かりが多くならないよう努めてください。

○薬を預かる際は、その都度、一回分毎に分けて預かるようにしてください。

○避難訓練だけでなく、消火訓練(初期消火)も毎月行うようにしてください。

○訓練結果の記録を整備・保存してください。

○また、消防署の協力を得て通報訓練を年1、2回程度実施してください。

○園の立地や周囲の環境に応じて、様々な災害を想定してください。

○不審者対応など防犯対策も講じてください。

○避難経路、避難口に障害となる物品を置かないでください。

○避難誘導灯が点灯しているか確認してください。

○消火器と設置表示板は同一箇所に置いてください。

○避難階段とすべり台は使用可能な状態を保ってください。

備考

保育園における個人情報（『名前、生年月日、電話番号等』）が該当します。

○個人情報（アレルギー献立表や身体測定記録等）は、職員以外の人が見られない場所で掲示・保管してください。

○個人情報等の記載された書類及び電子媒体は持ち出さないでください。

○写真等をホームページにアップする場合は、保護者の了解を得た上で行ってください。

○インターネットに接続するパソコンには、ウイルス対策を行ってください。

移動ルートの確認、危険な場所・危険物の把握、トイレ、手洗い場等を確認してください。

○河川・池・噴水等の水場における転落の危険がある場所

○交通量の多い場所（自動車・バイク・自転車等、接触による危険性）

○野生動物や有害な植物、昆虫の存在が予想される場所

○不審者がいた場合の対応

大型遊具、自然に触れる等の活動をする場合は、遊び方を確認してください。

○下見に基づいて作成された園外保育の日案にそって、保育内容（子どもの活動）や危険回避・事故防止に向けた意識・情報の共有を行ってください。

○引率者間の連携方法の確認をしてください。（携帯電話の使用方法等）

○医薬品、緊急連絡簿等、持ち物の確認をしてください。

○天候の確認をしてください。

○子どもの出欠確認、視診等を行い、引率者の配置について最終確認をしてください。

○園外保育における傷病者の救助、救護方法

○上司への報告（医師の診断の必要性の判断）

○消防署等関係機関への通報連絡

○傷病者以外の子どもの安全確保等、二次災害の防止

○保護者への連絡 等

○職員間で園外保育の際の交通ルールについての確認をしてください。

（道路の横断の仕方、歩道の有無による歩行の仕方、保育士の配置等）

○子どもへの交通ルールの事前教育を行ってください。

常に子どもの行動を把握するとともに、出発時、移動中、到着時に人数確認をしてください。

○夏の暑さや冬の寒さへの対応を事前に確認してください。

○園外保育中に天候の変化が予測される場合、対応については出発前に引率者間で確認をしてください。

※保育園におけるプール活動・水遊びは任意ですので、実施しない場合、以下の項目については点検不要です。

備考

(1)見落としがちなリスク

- 転倒すると起き上がるのが困難
- 他の乳幼児との接触による転倒
- 乳幼児は気管に水を吸引してしまいやすい
- 気管に水が入ると体が動かなくなることがある
- 動かず静かに溺れることもある
- 浅いプールであっても、水を吸引しやすい状況が生じ得る

(2)注意すべきポイント

- 監視エリア全域をくまなく監視する
- 動かない子どもや不自然な動きをしている子どもを見つける
- 規則的に視線を動かしながら監視する

管理者側の都合で入水させず、子どもの安全と生活リズムを第一に考えて計画してください。

- 入水時間は、子どもの体力に合わせて設定してください。
- 熱中症の予防のため、最も外気温が上がる午後の時間帯の入水は避けてください。

- プールサイド(転倒防止)
- 排水溝(巻き込み事故対策)
- 異物や沈下物点検
- 不良箇所の補修 等

備考

京都市の保健のしおり等に基づき、衛生的なプール活動を実施してください。(残留塩素濃度の測定及び管理等)

- 健康チェックシート等を活用し、健康状態を把握してください。
 - 入水禁止者(とびひ等)の判断を行い、該当者は入水させないでください。
 - 入水しない子どもには、体調に配慮した保育を行ってください。
 - 入水後に健康観察してください。
 - 入水後に過ごす室内の温度を管理し、体が冷えないようにしてください。
- 遮光ネットの設置、こまめな水分補給等の対策を行ってください。

職員の役割分担を明確にし、監視員が監視に専念できるようにしてください。

監視においては、子ども一人一人を常時監視できるような方法で実施し、困難が生じる場合は同時に入水する人数を制限したり、監視員を増員する等の対策を取ってください。

事前に打ち合わせを行い、対応方法などの共通認識を持ってください。

- 緊急連絡手段(携帯電話等)
- 救命具(AED等)
- 救急箱
- バスタオル、毛布 等